第3回　生活衛生関係営業の振興に関する検討会	
平成22年11月11日	参考資料3

生活衛生関係補助金のフローについて

厚生労働省

811百万円

生衛法の規定に基づき
・(財)全国生活衛生営業指導センターへの補助
　補助率：定額
・生衛業の連合会及び組合への補助　補助率：定額
・都道府県への補助　　補助率　1／2

【補助】

A.（財）全国生活衛生営業指導センター
132百万円

生衛法第57条の10に定められた事業の実施
・生衛業全般に関する情報収集・提供、調査研究
・都道府県センター、連合会に対する連絡調整、指導　等

【補助】

B. 都道府県（47か所）

519百万円

都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助

【補助】

D. 都道府県生活衛生営業指導センター
（47か所）
519百万円

生衛法第57条の4に定められた事業の実施
・生衛業者に対する指導相談
・講習会等の開催
・情報収集・提供　等

【補助】

C. 生活衛生営業同業組合連合会、生活衛生同業組合　160百万円

業の振興や衛生水準の向上等を目的とした自主的活動の実施

※平成23年度概算要求ベース